



法学セミナー 行政法

リンク	TOP	MPD
S・A	6	6

権限の委任・代理、事務の専決・代決

行政機関の意思決定

行政機関(行政庁)の意思決定は、法律によってその権限を与えられている行政機関(行政庁)が、決定した意思を対外的に表示することによって行われる。

一般的には、下位の者が案を作成し、行政庁の地位にある個人(大臣、知事、市町村長等)がそれを決裁することによって行われる。合議制の機関の場合には、構成員の合議によって行われる。

行政庁

① 意義

行政機関として意思を決定する権限を有する機関をいい、行政庁に当たる官職(ポスト)は、法律や条例に定められている。多くの場合、組織体である行政機関の長(各省大臣、知事等)が行政庁となっている。

行政庁の種別と具体例

- 独任制：構成が1人による場合(各省大臣、知事、市町村長、警察署長等)
行政庁の多くは独任制である。その官職にある者の意思が行政庁の意思となり、意思決定は迅速で責任の所在が明確である。
- 合議制：構成が2人以上による場合(公安委員会、教育委員会等)
利害調整を図る分野、政治的中立性の確保が求められる分野、更には、専門的技術的知識が要求される分野に多く見られる。委員会の場合、所定の方式により形成された委員会としての意見(複数者の意見が交換され討議された結果)が、行政庁の意思となる。



権限行使からみた警察における行政機関の種類と具体例

- 行政 庁——都道府県公安委員会、警察本部長、警察署長
- 参与・諮問機関——警察署協議会、情報公開・個人情報保護審査会
- 補助機関——警察本部の各部長・課長、警察署長

② 行政庁の権限

- (1) 法律上行うことができる行為の範囲をいい、管轄や職権といわれる場合もある。
- (2) 権限の行使は、原則として、その行政庁が行わなければならず、他の行政庁がこれに代わって行うことはできない。
例) 運転免許証を与えることは都道府県公安委員会の権限であるから、警察署長が与えることはできず、仮に警察署長の名で与えても無効である。
- (3) 大量に行われる行政について、その事務量の膨大さや、行政庁の官職にある者の不測の事故等に備え、他の官職にある者に行政庁の権限を行使させることができる。

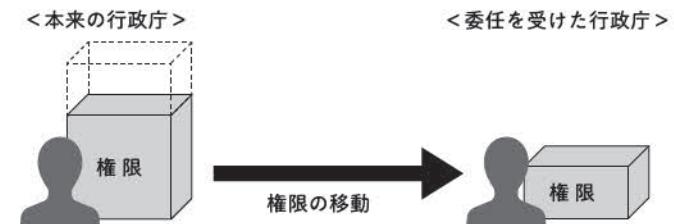


他の行政庁による権限の行使

① 権限の委任

(1) 意義

行政庁が自らに与えられた権限を他の行政庁に委譲して行わせることをいう。法律に定められた権限行使の主体の変更を伴うため、法律の根拠が必要となる。



(2) 権限

- 本来の行政庁は、その範囲で権限を失い、委任を受けた行政庁が、自らの名前と責任においてその権限を使用する。
- 本来の行政庁は、委任相手が自らの下級機関である場合は、上級機関としての立場から指揮監督ができる、また、委任した後に、必要な場合はその委任を解除して自らの権限とすることも可能である。
- 権限の全部又は大部分を委任することは、法の趣旨に反し許されない(地自法153条)。



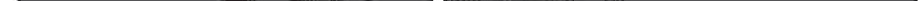
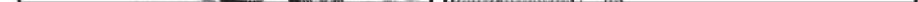
マンガでTRY 法学論文 刑 法

TOPの論文❸、TOP・MPDの論文❹とリンク！



緊急避難

甲が狭い山道を運転している際、道路の左側にある崖が崩れ、大きな石が転がり落ちてきた。甲はこれを回避するため、とっさにハンドルを右に切ったが、その結果、歩道を歩いていた通行人Aに衝突し、同人に重傷を負わせてしまった。なお、当時の状況では、他に大きな石を避ける方法はなかった。



この場合における甲の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡